

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2021年5月31日

東京都作業部会確認年月日 2021年6月30日

事業名 会場借上げ費用

案件名 借上財産評定委員会の結果について

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・本件は横浜スタジアム（野球・ソフトボール競技会場）を確保するにあたり、特別な損失を与える関連事業者への損失補償である。 ・平成29年5月31日の合意に基づき、本件施設は、都外自治体等所有施設であるため、損失補償に係る費用は東京都が負担する事項であると考える。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、平成29年5月31日の合意において、都外自治体等所有施設の確保は、大会運営の主体として組織委員会が担う役割となっている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営上、野球・ソフトボール競技会場の横浜スタジアムの確保は必須である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間は最短となるよう最大限の配慮をしており、関連事業者への補償期間もそれと連動している。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・評定委員会で承認された考え方に基づき過去実績等の資料を受領し、実績に基づいて大会運営に起因する確実な損失額を確認している。 ・直営テナントの補償金額は、全国統一基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定している。 ・直営テナントの算定にあたっては、補償コンサルタントのチェックを経ており、プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は公費負担の対象として適切といえる。 ・V5予算内であることを確認している。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2021年5月31日

東京都作業部会確認年月日 2021年6月30日

事業名 会場借上げ費用

案件名 借上財産評定委員会の結果について

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件はパラリンピックの開閉会式場及び陸上競技会場となるオリンピックスタジアムを確保するにあたり、影響が生じる関連事業者への損失補償である。 平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項であると考える。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意において民間及び国（JSCを含む）所有施設の確保は組織委員会の分担となっており、会場確保に伴う関連事業者への損失補償も組織委員会で対応することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 大会運営上、メインスタジアムであるオリンピックスタジアムの確保は、大会延期後も必須である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、使用期間は最短となるよう最大限の配慮をしており、関連事業者への対応もそれと連動している。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 借上財産評定委員会で承認された考え方に基づき、過去実績等の資料を受領し、大会運営に起因する損失額を確認している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> パラリンピック競技会場の確保は、大会運営の根幹をなすものであり、公費負担の対象として適切といえる。 V5予算内であることを確認している。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。